

東浦町地域防災計画 東 浦 町 水 防 計 画

(令和 7 年 2 月修正)

東 浦 町 防 災 会 議

東浦町地域防災計画

東浦町地域防災計画 目次

【風水害等災害対策計画】

第1編 総則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 災害の想定	1
第5節 地域防災計画の作成又は修正	2
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第1節 防災の基本理念	3
第2節 重点を置くべき事項	3
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1節 実施責任	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第2編 災害予防	10
第1章 防災協働社会の形成推進	10
第1節 防災協働社会の形成推進	10
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	11
第3節 企業防災の促進	13
第2章 水害予防対策	15
第1節 河川防災対策	15
第2節 雨水出水対策	15
第3節 浸水想定区域における対策	16
第4節 海岸防災対策	18
第5節 農地防災対策	18
第3章 土砂災害等予防対策	19
第1節 土地利用の適正誘導	19
第2節 土砂災害の防止	19
第3節 土砂災害対策	20
第4節 地盤災害対策	20
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	20
第6節 宅地造成の規制誘導	21
第4章 事故・火災等予防対策	22
第1節 鉄道災害対策	22
第2節 道路災害対策	22
第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	22
第4節 林野火災対策	23
第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化	24
第1節 交通施設	24
第2節 ライフライン施設	24
第6章 文化財保護対策	28

第7章 防災建造物整備対策	29
第8章 都市の防災性の向上	30
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	30
第2節 防災上重要な都市施設の整備	30
第3節 建築物の不燃化の促進	30
第4節 市街地の面的な整備・改善	30
第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	32
第1節 気象情報等収集施設、設備等	32
第2節 消防施設、設備等	32
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	32
第4節 水防施設、設備等	33
第5節 救助・救急等に係る施設、設備等	33
第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等	33
第7節 道路等の復旧等に係る施設、設備等	35
第8節 物資の備蓄、調達供給体制の確保	35
第9節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	36
第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策	36
第11節 罹災証明書の発行体制の整備	36
第10章 避難行動の促進対策	37
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	37
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	37
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	38
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	40
第5節 避難に関する意識啓発	41
第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	43
第1節 避難所の指定・整備	43
第2節 要配慮者支援対策	45
第3節 帰宅困難者対策	50
第12章 広域応援・受援体制の整備	52
第1節 広域応援体制の整備	52
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	53
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	53
第4節 防災活動拠点の確保等	53
第13章 防災訓練及び防災意識の向上	55
第1節 防災訓練の実施	55
第2節 防災のための意識啓発・広報	57
第3節 防災のための教育	58
第14章 防災に関する調査研究の推進	60
第3編 災害応急対策	61
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	61
第1節 東浦町防災会議	61
第2節 災害対策本部の設置・運営	61
第3節 非常配備	68
第4節 職員の派遣要請	71
第5節 災害救助法の適用	72

第2章 避難行動	73
第1節 気象警報等の発表、伝達	73
第2節 避難情報	83
第3節 住民等の避難誘導等	87
第4節 広域避難	88
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	89
第1節 被害状況等の収集・伝達	89
第2節 通信手段の確保	97
第3節 広報	100
第4章 応援協力・派遣要請	102
第1節 応援協力	102
第2節 応援部隊等による広域応援等	103
第3節 自衛隊の災害派遣要請	103
第4節 ボランティアの受入	107
第5節 防災活動拠点の確保等	109
第5章 救出・救助対策	110
第1節 救出・救助活動	110
第2節 航空機の活用	111
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	113
第1節 医療・助産（医療救護）	113
第2節 防疫・保健衛生	115
第7章 交通の確保・緊急輸送対策	118
第1節 道路交通規制等	118
第2節 道路施設対策	120
第3節 緊急輸送手段の確保	121
第8章 水害防除対策	123
第1節 水防	123
第2節 防災営農	124
第3節 流木の防止	126
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	127
第1節 避難所の開設・運営	127
第2節 要配慮者支援対策	129
第3節 学校等の避難対策	130
第4節 病院等の避難対策	130
第5節 応援協力関係	131
第6節 帰宅困難者対策	131
第10章 水・食品・生活必需品等の供給	133
第1節 給水	133
第2節 食品の供給	134
第3節 生活必需品の供給	135
第11章 地域安全対策	137
第1節 地域安全対策	137
第12章 遺体の取扱い	138
第1節 遺体の搜索	138
第2節 遺体の処理	138
第3節 遺体の埋火葬	139

第13章	ライフライン施設の応急対策	141
第1節	電力施設対策	141
第2節	ガス施設対策	141
第3節	上水道施設対策	141
第4節	下水道施設対策	142
第5節	通信施設の応急措置	142
第6節	ライフライン施設の応急復旧	143
第14章	海上災害対策	144
第15章	航空災害対策	146
第16章	鉄道災害対策	150
第17章	道路災害対策	152
第18章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	154
第1節	危険物等施設	154
第2節	危険物等積載車両	155
第19章	大規模な火事災害対策	156
第20章	林野火災対策	158
第21章	住宅対策	160
第1節	被災宅地の危険度判定	160
第2節	被災住宅等の調査	160
第3節	被災者台帳	161
第4節	公共賃貸住宅等への一時入居	161
第5節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	162
第6節	住宅の応急修理	162
第7節	障害物の除去	164
第22章	学校における対策	166
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業等及び避難等の措置	166
第2節	教育施設及び教職員の確保	166
第3節	応急な教育活動についての広報	167
第4節	教科書・学用品等の給与	167
第5節	学校給食の応急実施	168
第23章	労務供給	169
第4編	災害復旧・復興	172
第1章	復興体制	172
第1節	復興計画等の策定	172
第2節	職員の派遣要請	172
第2章	公共施設等災害復旧対策	173
第1節	公共施設災害復旧事業	173
第2節	激甚災害の指定	174
第3節	暴力団等への対策	175
第3章	災害廃棄物処理対策	176
第4章	被災者等の生活再建等の支援	178
第1節	罹災証明書の交付	178
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	178
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	178
第4節	住宅等対策	180

第5節 労働者対策	180
第5章 商工業・農林水産業の再建支援	181
第1節 商工業の再建支援	181
第2節 農林水産業の再建支援	181

【地震・津波災害対策計画】

第1編 総則	181
第1章 計画の目的	181
第1節 計画の目的	181
第2節 計画の性格	181
第3節 計画の構成	182
第4節 地域防災計画の作成又は修正	182
第2章 東浦町の特質と災害要因	184
第1節 東浦町の地形・地質	184
第2節 社会的条件	184
第3章 被害想定及び減災効果	185
第1節 基本的な考え方	185
第2節 地震の想定	185
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	186
第1節 防災の基本理念	186
第2節 重点を置くべき事項	186
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	189
第1節 実施責任	189
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	189
第2編 災害予防	195
第1章 防災協働社会の形成推進	195
第1節 防災協働社会の形成推進	195
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	196
第3節 企業防災の促進	198
第2章 建築物等の安全化	201
第1節 建築物の耐震推進	201
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	203
第3節 交通関係施設等の整備	204
第4節 ライフライン関係施設等の整備	205
第3章 文化財保護対策	210
第4章 都市の防災性の向上	212
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	212
第2節 防災上重要な都市施設の整備	212
第3節 建築物の不燃化の促進	212
第4節 市街地の面的な整備・改善	213
第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	214
第1節 土地利用の適正誘導	214
第2節 液状化対策の推進	214
第3節 宅地造成の規制誘導	214
第4節 土砂災害の防止	215
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	216
第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	217
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	217

第2節	消防施設、設備等	219
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	219
第4節	救助・救急に係る施設、設備等	220
第5節	防災拠点施設の番号標示	220
第6節	道路河川等の復旧等に係る施設、設備等	221
第7節	非常用水源の確保	221
第8節	物資等の備蓄、調達供給体制の確保	221
第9節	応急仮設住宅の設置に係る事前対策	222
第10節	災害廃棄物処理に係る事前対策	222
第11節	罹災証明書の発行体制の整備	223
第7章	避難行動の促進対策	224
第1節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	224
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	224
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	225
第4節	避難誘導に係る計画の策定	226
第5節	避難に関する意識啓発	227
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	229
第1節	避難所の指定・整備	229
第2節	要配慮者支援対策	232
第3節	帰宅困難者対策	236
第9章	火災予防・危険性物質の防災対策	237
第1節	火災予防対策に関する指導	237
第2節	消防力の整備強化	237
第3節	危険物等の保安確保の指導	238
第4節	震災時の出火防止対策の推進	238
第10章	津波予防対策	239
第1節	津波対策に係る地域の指定等	239
第2節	津波防災体制の充実	239
第3節	津波防災知識の普及	241
第4節	津波防災事業の推進	241
第11章	広域応援・受援体制の整備	243
第1節	広域応援体制の整備	243
第2節	救援隊等による協力体制の整備	244
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	244
第4節	防災活動拠点の確保等	245
第12章	防災訓練及び防災意識の向上	246
第1節	防災訓練の実施	246
第2節	防災のための意識啓発・広報	248
第3節	防災のための教育	250
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	252
第13章	震災に関する調査研究の推進	253
第3編	災害応急対策	254
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	254
第1節	東浦町防災会議	254
第2節	災害対策本部の設置・運営	254

第3節 非常配備	262
第4節 職員の派遣要請	266
第5節 災害救助法の適用	267
第2章 避難行動	268
第1節 通信連絡体制	268
第2節 津波警報等の伝達	268
第3節 避難情報	272
第4節 住民等の避難誘導等	274
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	276
第1節 通信連絡体制	276
第2節 被害状況等の収集・伝達	276
第3節 通信手段の確保	285
第4節 広報	288
第4章 応援協力・派遣要請	290
第1節 応援協力	290
第2節 応援部隊等による広域応援等	291
第3節 自衛隊の災害派遣要請	291
第4節 ボランティアの受入	295
第5節 防災活動拠点の確保	297
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	297
第5章 救出・救助活動	299
第1節 救出・救助活動	299
第2節 航空機の活用	300
第6章 消防活動・危険性物質対策	302
第1節 消防活動	302
第2節 危険物施設対策計画	304
第3節 毒物劇物取扱施設対策計画	305
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	306
第1節 医療・助産（医療救護）	306
第2節 防疫・保健衛生	308
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	311
第1節 道路交通規制等	311
第2節 道路施設対策	314
第3節 緊急輸送手段の確保	315
第4節 鉄道施設対策	316
第9章 浸水・津波対策	318
第1節 浸水対策	318
第2節 津波対策	318
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	321
第1節 避難所の開設・運営	321
第2節 要配慮者支援対策	323
第3節 学校等の避難対策	324
第4節 病院等の避難対策	324
第5節 帰宅困難者対策	325
第11章 水・食品・生活必需品の供給	327
第1節 給水	327

第2節	食品の供給	328
第3節	生活必需品の供給	329
第12章	地域安全対策	331
第13章	遺体の取扱い	332
第1節	遺体の捜索	332
第2節	遺体の処理	332
第3節	遺体の埋火葬	333
第14章	ライフライン施設の応急対策	335
第1節	電力施設対策	335
第2節	ガス施設対策	335
第3節	上水道施設対策	336
第4節	下水道施設対策	337
第5節	通信施設の応急対策	337
第6節	ライフライン施設の応急復旧	338
第15章	住宅対策	340
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	340
第2節	被災住宅等の調査	340
第3節	被災者台帳等	341
第4節	公共賃貸住宅等への一時入居	341
第5節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	342
第6節	住宅の応急修理	343
第7節	障害物の除去	344
第16章	学校における対策	346
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	346
第2節	対策の伝達及び臨時休業等の措置	346
第3節	教育施設及び教職員の確保	347
第4節	応急な教育活動についての広報	347
第5節	教科書・学用品等の給与	347
第6節	学校給食の応急実施	348
第17章	労務供給	349
第4編	災害復旧・復興	352
第1章	復興体制	352
第1節	復興計画の策定	352
第2節	職員の派遣要請	352
第2章	公共施設等災害復旧対策	353
第1節	公共施設災害復旧事業	353
第2節	激甚災害の指定	354
第3節	暴力団等への対策	355
第3章	災害廃棄物処理対策	356
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	358
第1節	第一次建築制限	358
第2節	第二次建築制限	358
第3節	復興都市計画事業等の都市計画決定	359
第5章	被災者等の生活再建等の支援	360
第1節	罹災証明書の交付	360

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	360
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	360
第4節 住宅対策	362
第5節 労働者対策	362
第6章 商工業・農林水産業の再建支援	363
第1節 商工業の再建支援	363
第2節 農林水産業の再建支援	363
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	364
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	364
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	364
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	367
第1章 対策の意義	369
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	369
第2節 東海地震に関連する情報	370
第2章 地震災害警戒本部の設置等	371
第1節 地震災害警戒本部の設置等	371
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	372
第3節 警戒宣言発令時等の広報	373
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	374
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	376
第1節 主要食糧、生活必需品、医薬品等の確保	376
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備手配	376
第4章 発災に備えた直前対策	379
第1節 避難対策	379
第2節 消防、浸水等対策	381
第3節 社会秩序の維持対策	381
第4節 道路交通対策	382
第5節 鉄道	383
第6節 バス	384
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	385
第8節 生活必需品の確保	390
第9節 病院、診療所	390
第10節 スーパー等	390
第11節 緊急輸送	391
第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	392
第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策	393
第1節 道路	393
第2節 河川及び海岸	393
第3節 農業用施設	394
第4節 不特定かつ多数の者が出入する施設	394
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	395
第6節 工事中の建築物等に対する措置	395
第6章 他機関に対する応援要請	396
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	396
第2節 自衛隊の地震防災派遣	396

第7章 住民のとりべき措置	398
第1節 家庭においてとりべき措置.....	398
第2節 職場においてとりべき措置.....	399
付録 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う町の対応について	400

【原子力災害対策計画】

第1編 総則	401
第1章 計画の目的・方針	401
第1節 計画の目的	401
第2節 計画の性格及び基本方針	401
第3節 計画の構成	402
第4節 災害の想定	402
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	403
第6節 地域防災計画の作成又は修正	431
第7節 今後の検討課題について	431
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	432
第1節 実施責任	432
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	432
第2編 災害予防	436
第1章 放射性物質災害予防対策	436
第1節 防災対策の実施	436
第2節 放射線防護資機材等の整備	436
第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	436
第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	436
第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等	436
第2章 原子力災害予防対策	437
第1節 原子力事業者との連携	437
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	437
第3節 原子力防災に係る専門家との連携	437
第4節 防災対策の実施	438
第5節 避難所等の確保	438
第6節 環境放射線モニタリングの実施等	438
第7節 緊急輸送態勢の確保	438
第8節 健康被害防止に係る整備	438
第9節 風評被害対策	439
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	439
第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	439
第12節 原子力防災業務関係者に対する研修	440
第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	440
第14節 県外からの避難者の受入に関する事前調整	440
第3編 災害応急対策	441
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	441
第1節 県災害対策本部の設置・運営	441
第2節 町災害対策本部の設置・運営	442
第3節 防災関係機関における活動体制等	442
第4節 原子力防災業務関係者の安全確保	442
第5節 職員の派遣要請	443

第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	444
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	444
第2節 放射線障害の発生又は拡大防止措置	445
第3節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	445
第4節 消防活動（消火・救助・救急）	445
第5節 広報活動の実施	445
第6節 交通の確保	446
第7節 放射線防護資機材の貸出しのあっせん	446
第8節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	446
第9節 事業者に対する労働者退避等措置の指示	446
第10節 医療関係活動	446
第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	447
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	447
第2節 放射線の測定、汚染の防止等	448
第3節 専門的知識を有する職員の派遣要請	448
第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	448
第5節 原子力災害合同対策協議会への出席	448
第6節 住民等に対する屋内退避、避難指示	448
第7節 住民等への的確な情報伝達	449
第8節 医療関係活動	449
第9節 消防活動（消火・救助・救急）	450
第10節 自衛隊への災害派遣要請等	450
第11節 汚染された食品等の流通防止	450
第12節 交通の確保	450
第13節 輸送の確保	451
第14節 輻輳対策	451
第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	452
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	452
第2節 緊急事態応急対策等の実施	453
第3節 活動体制の強化	453
第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	453
第5節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定	454
第6節 住民等への的確な情報伝達	454
第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	454
第8節 医療関係活動	455
第9節 消防庁からの要請に基づく消防活動	456
第10節 放射性物質による汚染の除去	456
第11節 緊急輸送・交通の確保	456
第12節 飲料水・食品等の摂取制限等	456
第13節 社会秩序の維持対策の実施	457
第14節 風評被害等の影響の軽減	457
第15節 輻輳対策	458
第16節 県外からの避難者の受入れ	458
第4編 災害復旧	459
第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	459

第2節	放射性物質による汚染の除去.....	459
第3節	各種制限措置の解除	459
第4節	心身の健康相談の実施.....	459
第5節	風評被害等の影響の軽減.....	459
第6節	被災中小企業等に対する支援.....	460
第7節	物価動向の把握	460
第8節	復旧・復興事業からの暴力団排除.....	460
第9節	災害地域に係る記録等の作成.....	460
付録	今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題	461
付録	用語解説	462